

衛星・科学業務委員会の運営及びワーキンググループの設置について

令和 8 年 8 月 28 日
 情報通信審議会情報通信技術分科会
 ITU 部会衛星・科学業務委員会

本委員会は、「ITU 部会における委員会の設置及び運営について」(ITU 部会決定第 7 号)に基づき運営するほか、同決定により与えられた調査事項を分割して調査するため、次のワーキンググループ(WG)を設置する。

1 WG の名称及び所掌

名称	所掌する ITU-R の会合
衛星業務 WG	ITU-R SG4 ITU-R SG4 WP4A、WP4B、WP4C

2 WG の調査事項

WG は、その所掌において次の事項について専門的な調査を行う。

- (1) 所掌する会合(これに準ずる会合を含む。以下同じ。)に提出される外国寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関する事
- (2) 所掌する会合に、日本から提出する寄書、勧告案及び研究課題案に関する事

3 WG の構成

- (1) WG に主任を置き、主任は、委員会に所属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから委員会の主査が指名する。
- (2) WG の構成員は当該 WG の主任が指名する。
- (3) WG に、主任代理を置くことができる。
- (4) 主任代理は、WG の構成員のうちから主任が指名する。
- (5) 主任に事故あるときは、主任代理がその職務を代理する。

4 その他

- (1) 主任は、必要があると認めるときは、電子メールによる審議を行うことを通知し、会議を行うことができる。
- (2) 主任は調査を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席、説明又は文書等の資料提出を求めることができる。
- (3) WG の議事については、次の委員会に報告するものとする。
- (4) その他 WG の運営に関し必要な事項は、主任が定める。